

NPO 活動促進事業 (堺市認定 NPO 法人事業強化補助金の創設について)

認定 NPO 法人とは

NPO 法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人。NPO 法人が認定を取得することで、①寄附者に税制優遇があることにより、寄附が増える可能性が高まる ②認定基準をクリアしようとすることで法人内の体制が整備される ③対外的な評価が高まる ④法人の存在意義を改めて考えるきっかけになる等の様々なメリットがある。

なお、認定 NPO 法人を取得するには、①パブリックサポートテスト (PST) に適合すること ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50% で未満であること ③運営組織や経理が適切であること ④事業活動の内容が適切であること ⑤情報公開を適切に行っていること ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと等の認定基準を満たす必要がある。

現状・課題

現在、全国で NPO 法人は 51,728 法人あり、その活動も福祉、医療、教育、文化、まちづくり等様々な分野に広がっているが、そのうち、NPO 法で定められた厳しい基準を満たした認定 NPO 法人は 1,037 法人、全体の 2% に過ぎない。また、本市では NPO 法人 269 法人に対し、認定 NPO 法人は 1 法人のみであり、全体の 0.4% と全国平均よりも低く、全所轄庁の中でも最も少ない所轄庁の一つである。

NPO 法人は公共の担い手や協働の相手方として欠くことのできない存在として期待されている一方で、財政基盤・人的基盤が脆弱な団体が多い現状にある。そこで、NPO 法人の中でも、財政基盤・人的基盤の整った認定 NPO 法人を増やし、公民協働のまちづくりを担う NPO 法人を育成することが喫緊の課題となっている。

認定 NPO 法人の活動を支援する補助金制度の創設 (3 年間限定)

全国初

目的・概要

【目的】

認定特定非営利活動法人として認定されることによるインセンティブとして補助金制度を設けることで、市内の特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人をめざす契機とするとともに、認定 NPO 法人が実施する特定非営利活動に係る事業費の一部を補助することにより、認定取得による事業拡大を積極的に促進することを目的とする。

【補助対象法人】

堺市が認定した認定特定非営利活動法人 (初回の認定申請が堺市である法人で、平成 30 年度、31 年度、32 年度中に堺市内に主たる事務所の置き、法に定める必要提出書類等を提出している認定特定非営利活動法人 ※期間中、補助金の交付は、1 回限りとする。)

【補助対象となる事業等】

- ①主に堺市内で実施する特定非営利活動に係るものであること。
- ②毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに実施する事業であること。
- ③営利を目的とせず、政治又は宗教の活動に利用されない事業
- ④堺市から委託を受けている事業並びに堺市及び堺市の外郭団体が実施している他の制度からの補助金等の交付を受けている事業でないこと 等

【補助対象経費】

事業を開始するための設備投資に係る経費ならびに事業に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金。

【補助金額等】：補助率：補助対象と認められる経費の 1 / 2 以内 補助限度額：上限 250 万円

【選考方法】：必要に応じて申請法人からのヒアリングを実施し、また、学識経験者や市民公益活動実践者等の有識者からその意見を聴取するものとする。

【要求額】 5,132,000 円

効果

厳しい審査基準を満たした認定 NPO 法人が増えることによって、NPO 法人の運営力の強化や NPO 法人への信頼性の向上につながるとともに、公民協働のまちづくりの推進が期待できる。